

－浄化槽保守点検業者の方へ－

平成31年4月1日から山形市が中核市に移行します

平成31年4月1日から山形市が中核市へ移行することに伴い、これまで山形県が行ってきた業務の一部が山形市に移譲されます。

つきましては、下記に該当する浄化槽保守点検業者の方は、平成31年4月1日から届出先等が山形市に変更となりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

○平成31年4月1日現在で、「**山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例**」に基づく、有効な山形県の浄化槽保守点検業の登録を受けており、**営業区域に山形市を含む方。**

※上記に該当する方については、その登録証の有効期限までは山形市でも同様に登録されたものとみなされますので、中核市移行に伴う手続はございません。

平成31年4月1日以降の変更・更新申請の届出先については、山形市、または山形市と山形県の両方になります。

※上記に該当する方には、平成31年4月中に山形市の登録番号を記載した通知を送付する予定です。また、各申請の詳細や様式等については、平成31年3月下旬頃に山形市ホームページに掲載する予定です。

－現在のお問い合わせ先－
山形市ごみ減量推進課
(代)023-641-1212
内線686・697